



5月診療分 診療報酬等の一部概算前払い

申請締め切り 6月5日(金)

(税経部 052-832-1355)

新型コロナウイルス感染症により収入が減少した医療機関について、(独)福祉医療機構、(株)日本政策金融公庫等からの融資が実施されるまでの資金繰り対策^{*1}として、6月下旬の支払時に「5月診療分診療報酬等の概算前払」が利用できます。

(※1)融資の申請を概算前払いの要件とはしていません。

$$\text{概算前払い額} = (\text{平均診療報酬等支払額}^{\ast 2} - \text{4月診療分診療報酬等支払額}) \times 1.25$$

(※2)2019年12月～2020年2月診療分

前払い分は、7月下旬に支払われる5月診療分診療報酬等の支払時に減額調整されます

減額調整の猶予申請(最大12月支払時まで)もできます

申請 申請書を社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会にそれぞれ提出(社会保険診療報酬支払基金はオンライン申請も可)



社会保険診療報酬支払基金
本部 概算前払事務局
電話 03-3593-8180
(9:00～17:30)
〒105-0004
東京都港区新橋 2-1-3



愛知県国民健康保険団体連合会 審査第一部 審査管理課 管理係
電話 052-962-4727
〒461-8532
名古屋市東区泉 1-6-5

★協会は、今回の融資を受けられるまでの資金繰り対応では、今後の「第2波」に備えた医療機関と地域医療の立て直しには不十分と考えています。前年度診療報酬支払額に基づく概算請求や、減収分を全額補填するなどの制度を国に要望しています。

民間金融機関の無担保・無利子融資

お急ぎの先生は
こちらをご利用ください

取引金融機関でワンストップ。市町村、保証協会の申請を一括。実行まで3週間程度で迅速対応

制度名	①愛知県新型コロナウイルス感染症対応資金
対象	売上▲15%以上の医療機関(従業員300人以下)
限度額 (返済期間)	設備・運転資金 ※売上の3カ月が目安 3,000万円(10年以内・据置5年以内)
金利・保証料	県制度により保証料(※)・金利(3年間)全額補助 (※)売上5～15%減の医療機関は保証料のみ1/2補助
条件	セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の市町村認定
制度名	②新型コロナウイルス感染症対策緊急小口つなぎ資金
対象	直近1カ月の売上が前年又は前々年同月と比べ減少
限度額(返済)	運転資金 500万円(2年以内・据置1年以内)
金利・保証料	県制度により全額補助

○所在地が名古屋市の医療機関は「ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策事業継続資金」が適用される。
○セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証を活用して、有利子・有担保で最大8億4,000万円(無担保は2億4,000万円)まで借り入れができます。

※(独)福祉医療機構、(株)日本政策金融公庫の融資の場合、実行まで1～2ヶ月程度かかります。